

関係各位

理事長

限定的な対面による個別指導の実施について（ガイドライン）

今後の授業体制について、原則オンラインで実施することに変更はないが、オンライン授業のみでは十分な教育効果が得られない授業について、限定的に対面による個別指導の充実を図る。（これまでも、一部の個別的な補講等は認めていたが、教室定員の3分の1程度まで拡大して実施することを認める）

【キャンパス内の共通事項】

- ①入校の際はエントランスにて検温※と手指消毒を実施する。（C館から入校、A館から下校）
- ②授業、事務手続、図書館・リソースセンター・購買利用以外の入校を禁止する。  
（授業等が終了次第、速やかに下校する）
- ③キャンパス内では三密をさけるための行動を守る。学生ホール等も使用禁止とする。  
（課題などで教室や学生ホールに残ることも禁止する）
- ④食事は教室の自席でとるか食堂を利用し、学生同士が集まって食事をしない。
- ⑤学内でのクラブ活動等の自粛を継続する。
- ⑥館内の定期消毒（1日2回）は継続実施する。
- ⑦発熱、咳などの症状や体調不良の学生は登校を控える。

【授業体制について】

- ①原則、オンライン授業で実施する。
  - ・対面授業に相当する教育効果が得られるよう努める。
- ②オンライン授業のみでは十分な教育効果が得られない授業（コマ）は限定的に対面による個別指導を実施する。
  - ・個別指導実施時の教室内の在室者数は、教室定員の3分の1程度とし、授業形態の関係上、止むを得ない場合は半数を上限とする。  
（教室内のソーシャルディスタンスは最低1mとする）
  - ・授業形態に合わせた感染防止策を教室内で実施する。
  - ・感染が不安で登校できない学生に配慮する。

【衛生管理について】

- ①マスク着用の徹底
- ②飛沫防止パネルの設置、フェイスガードの着用  
授業での飛沫感染を防ぐため、授業形態に応じて使用する。
- ③共用する机や実習機器の消毒  
学生同士が共用する机や実習機器の消毒を実施する。
- ④換気の徹底

【学内で罹患者が発生した場合の対応】（運用一部変更）

- ①安全が確認されるまで全校で活動休止 → 当該罹患者の行動の範囲を活動休止に変更
- ②濃厚接触者の特定、消毒実施、ホームページでの公表等の対応は変更なし。

以上